



平成19年 4月から 下水道使用料の請求方法が変わります



平素より、当組合の下水道事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合では、事務の合理化と経費削減、かつ利用者の皆様の利便性の向上を図るため、**平成19年4月から水道料金と下水道使用料の徴収事務を永平寺町上水道課に一元化**します。

これにより、今まで永平寺町上水道課と五領川公共下水道事務組合で別々に発行していた水道料金と下水道使用料の納入通知書が水道料金等納入通知書として1枚になります。また、料金等に関するお問い合わせなどの窓口事務が全て永平寺町へ統合されることになります。

なお、永平寺町上水道課からの請求開始時期につきましては、**平成19年4月(3月使用分、4月25日納入期限)**からとなります。

表1 下水道使用料徴収事務一元化に伴う変更点

	平成19年4月から(新)	従 来 (旧)
検針のお知らせ票	従来の他に下水道使用料概算額も表示されます。	使用水量、水道料金の概算額、口座振替済の通知を表示
使用料の請求月	使用月の翌月	使用月の翌月
納入通知書	水道料金と下水道使用料を併せた1枚の納入通知書	水道料金と下水道使用料とは別々の納入通知書
納入通知書の発行者	永平寺町上水道課	五領川公共下水道事務組合
口座振替の手続き	右下に記載の金融機関窓口もしくは、永平寺町上水道課	永平寺町上水道課と五領川公共下水道事務組合と別々に口座振替の手続き
口座振替	水道料金と下水道使用料を合わせた額が引落し	水道料金と下水道使用料とは別々に引落し
領収書	検針お知らせ票の水道料金等振替済のお知らせで通知	五領川公共下水道事務組合から領収書を発行
井戸水使用的請求	永平寺町上水道課から下水道使用料を請求	五領川公共下水道事務組合から請求
開閉栓、名義変更等の届出	永平寺町上水道課に届出	永平寺町上水道課と五領川公共下水道事務組合両方に届出が必要
水道料金と下水道使用料に関する問い合わせ先	永平寺町上水道課(0776-61-0277)	水道料金は永平寺町上水道課、下水道は五領川公共下水道事務組合

[下水道使用料の支払い方法の変更についてのお願い]

徴収事務を一元化するにあたり、**水道料金と下水道使用料の支払い方法を統一**するなどの調整が必要となります。そのため、それぞれの支払い方法が異なる利用者の皆さんに事前に変更の手続きをしていただくことをお願いします。

表2 一元化に伴う支払い方法の変更点

支払い方法	お願いする手続きなど	
	水道料金	下水道使用料
口座振替	口座振替	(同一口座から引落しの方) 手続きは必要ありません。 水道と下水道の合計額が引落しされます。
		(異なる口座から引落しの方) 手続きは必要ありませんが、水道料金を引落しされていた口座から、水道と下水道の合計額が引落しされます。
口座振替	現金納付	手続きは必要ありませんが、水道料金を引落しされていた口座から、水道と下水道の合計額が引落しされます。
現金納付	口座振替	従来の口座から下水道使用料のみを引落しすることはできません。改めて永平寺町上水道課への口座振替の手続きが必要です。 ^{注)}
現金納付	現金納付	口座振替の手続きを取られるようお勧めいたします。

注) 従来、五領川公共下水道事務組合への口座振替の手続きで使用していた口座振替申込書は使用できません。永平寺町公金口座振替依頼書をご利用ください。

[口座振替、現金納付ができる金融機関]

福井銀行・福邦銀行・北陸銀行・福井信用金庫・越前信用金庫・吉田郡農業協同組合

北陸労働金庫・郵便局 各本支店または各本支所

※ 郵便局窓口での現金納付の場合は、郵便局備え付け用紙の払込票をご利用下さい。

なお、永平寺町外で口座振替の手続きをされる方は、**永平寺町上水道課(0776-61-0277)**へご連絡下さい。公金口座振替依頼書をお送り致します。

ご不明な点等がございましたら下記にお問い合わせいただくなされ、またはホームページをご覧下さい。
徴収事務の一元化には皆さまのご協力が不可欠です。何卒よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

—よみがえる水、はじける自然—

五領川公共下水道事務組合
e-mail:goryoupb@goryougawa.com ホームページアドレス:<http://www.goryougawa.com>

〒910-0347 坂井市丸岡町熊堂3-9
TEL:0776-67-1602 FAX:0776-67-1605